# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	地方税等の徴収及び滞納整理事務 基礎項目評価書【令和元年5月31日終了】(特定個人情報ファイルを保有しないため)

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、地方税等の徴収及び滞納整理事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税等の徴収及び滞納整理事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

#### 評価実施機関名

福岡県八女市長

#### 公表日

令和1年6月18日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	
①事務の名称	地方税等の徴収及び滞納整理事務
②事務の概要	【事務の概要】 ・滞納者に対し督促状等の発送や滞納整理を行う。 ・課税及び収納情報による過不足金等の情報を管理し、過不足金に係る還付・充当処理を行う。 ・納税義務者からの交付申請により納税証明書等を発行する。 ・市税等の口座振替処理を行う。 【特定個人情報保護ファイルを用いた事務】 ・滞納者に関する情報を調査・照会する。
③システムの名称	<ul><li>・Acrocity総合収納管理</li><li>・THINK滞納管理</li><li>・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ)</li><li>・中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル:	名
①収納情報ファイル ②滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 番号法第9条第1項、別表第一 16項、30項、59項、68項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) 別表第一省令第16条、24条、46条、50条
4. 情報提供ネットワークシ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
①実施の有無	<選択肢>         1) 実施する         2) 実施しない         3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供)なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない (情報照会) 1 番号法第19条第7号、別表第二 27の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令) 別表第二省令第20条
5. 評価実施機関における	担当部署

①部署	市民部税務課
②所属長の役職名	税務課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部総務課総務法制係	〒834-8585 福岡県八女	市本町647番地
胡水元		雷話番号:0943-23-1111	メールアドレス : soumu@city.vame.lg.ip

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民部税務課納税推進係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地	
<b>建裕</b> 元	電話番号:0943-23-2666 メールアドレス:zeimu@city.yame.lg.jp	

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[	1) 1,000人未 2) 1,000人以 [ 1,000人以上1万人未満 ] 3) 1万人以 4) 10万人以		<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上3 5) 30万人以上	上1万人未満 10万人未満 上30万人未満	
	いつ時点の計数か	平成	27年6月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		平成	27年6月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書 ] ・	<b>[点項目評価書又は全</b>	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 ・項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシステ	・ ムを通じた入手を除	₹<。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ O ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通じた提供	共を除く。) [ O ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ε	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇]接	接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・済	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ] 自己点検	[ ]内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	<b>好発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	全項目		削除	事後	特定個人情報ファイルを所有 しないため